

報 告 第 3 号

放棄した債権の報告について

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第19条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 債権の名称 診療報酬返還金
- 2 債権を放棄した日 令和7年3月31日
- 3 債権を放棄した理由、金額等

債権を放棄した理由（新居浜市債権管理条例第19条第1項の該当規定）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
時効期間満了（第1号）	1人	741,816円

参照条文

新居浜市債権管理条例（抜 粋）

（債権の放棄）

第 19 条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- （１）私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- （２）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （４）第 13 条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第 15 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （５）第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （６）債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

報 告 第 4 号

放棄した債権の報告について

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第19条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 債権の名称 高額療養費返納金

2 債権を放棄した日 令和7年3月31日

3 債権を放棄した理由、金額等

債権を放棄した理由（新居浜市債権管理条例第19条第1項の該当規定）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
時効期間満了（第1号）	1人	286,890円

参照条文

新居浜市債権管理条例（抜 粋）

（債権の放棄）

第 19 条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- （１）私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- （２）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （４）第 13 条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第 15 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （５）第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （６）債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

報 告 第 5 号

放棄した債権の報告について

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第19条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 債権の名称 生活保護費返還金

2 債権を放棄した日 令和7年3月31日

3 債権を放棄した理由、金額等

債権を放棄した理由（新居浜市債権管理条例第19条第1項の該当規定）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
相続人不明（第6号）	1人	20,000円

参照条文

新居浜市債権管理条例（抜 粋）

（債権の放棄）

第 19 条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- （１）私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- （２）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （４）第 13 条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第 15 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （５）第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （６）債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

報 告 第 6 号

放棄した債権の報告について

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第19条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 債権の名称 水道料金
- 2 債権を放棄した日 令和7年3月31日
- 3 債権を放棄した理由、金額等

債権を放棄した理由（新居浜市債権管理条例第19条第1項の該当規定）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
時効期間満了（第1号）	90人（延べ人数）	746,531円

参照条文

新居浜市債権管理条例（抜 粋）

（債権の放棄）

第 19 条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- （１）私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- （２）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （４）第 13 条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第 15 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （５）第 16 条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （６）債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

報 告 第 7 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例



処 分 書

専 決 第 3 号

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例
の制定について

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市税賦課徴収条例及び新居浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 新居浜市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 4 条の 7 第 1 項中「第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「第 7 8 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで」に、「（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同項第 2 号中「愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託」を「公益信託（公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。）」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除く。）」に改め、同項第 3 号中「第 1 0 条」を「第 9 条」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に、「扶養控除額」を「扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改め、同条第 9 項中「第 2

条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」を「者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」に改め、同項第３号中「扶養親族」を「扶養親族又は特定親族」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第５号中「定格出力」を「定格出力（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」に改める。

第９０条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２２項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２３項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」

に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改め、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 0 条の 3 中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項の次に次の 1 項を加える。

1 4 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただ

し、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(２) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(１) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(２) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(新居浜市都市計画税条例の一部改正)

第２条 新居浜市都市計画税条例（昭和４１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第６項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１４項中「第３１項から第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１）第１条中新居浜市税賦課徴収条例第３４条の２、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条第１項から第４項までの規定 令和８年１月１日
- （２）第１条中新居浜市税賦課徴収条例附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日
- （３）第１条中新居浜市税賦課徴収条例第１８条及び第１８条の３の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日
- （４）第１条中新居浜市税賦課徴収条例第３４条の７第１項の改正規定（同項第３号に係る部分を除く。）及び附則第３条第５項の規定 公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。））」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第３６条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の新居浜市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例第３４条の７第１項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同項第２号中「公益信託（公益信託に関する法律）」とあるのは「公益信託に関する法律」と、「第２条第１項第１号に規定する公益信託をいい、愛媛県知事が行政庁であるものに限る。））」とあるのは「附則第２条第２項に規定する旧法公益信託（愛媛県知事又は愛媛県教育委員会の所管に属するものに限る。））」と、「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられ

ることが明らかなものを除く。）」とあるのは「金銭」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新居浜市税賦課徴収条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）新居浜市税賦課徴収条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第7条 第2条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、

なお従前の例による。

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和 6 年度新居浜市一般会計補正予算（第 9 号）



専決第4号

処 分 書

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）について

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,777,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 地方消費税交付金		2,700,000	482,481	3,182,481
	1. 地方消費税交付金	2,700,000	482,481	3,182,481
11. 地方交付税		6,150,885	91,351	6,242,236
	1. 地方交付税	6,150,885	91,351	6,242,236
15. 国庫支出金		10,708,453	27,876	10,736,329
	2. 国庫補助金	3,574,927	27,876	3,602,803
18. 寄附金		745,073	816	745,889
	1. 寄附金	745,073	816	745,889
19. 繰入金		2,298,846	△80,835	2,218,011
	1. 基金繰入金	2,298,846	△80,835	2,218,011
22. 市債		5,318,552	△40,500	5,278,052
	1. 市債	5,318,552	△40,500	5,278,052
歳入合計		57,296,701	481,189	57,777,890

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

第2表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	別子山地域バス運行費	1,120

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅整備事業	千円 802,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 712,700	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会資本整備事業	654,400				670,500			
防災対策事業	1,916,700				1,949,100			
環境施設整備事業	2,300				3,500			
計	5,318,552	—	—	—	5,278,052	—	—	—

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）



専決第5号

処 分 書

令和6年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,925,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

千 円

[illegible]

千 円

歳入歳出予算補正

(歳 入)

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月15日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）



専決第6号

処 分 書

令和6年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

新居浜市長 古 川 拓 哉

令和6年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

千 円

[illegible]

歳入歳出予算補正

(歳 出)

千 円